

計算書類に対する注記（拠点区分用）

令和 2年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

拠点区分名：地域福祉推進事業拠点

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債権・・・償却原価法（定額法）

②その他の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定額法

②ソフトウェア・・・定額法（法人内における利用可能期間（5年間）に基づいている。）

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期負担分を計上している。

②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

①当法人が実施する退職手当支給制度

②東京都社会福祉協議会従事者共済会が実施する退職共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分財務諸表

（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3）

ア 法人運営事業

イ 地域福祉事業

ウ 助成事業

エ 生活福祉資金貸付事業

オ くつろぎの家運営事業

カ 安心生活センター事業

キ 生活安定支援事業

ク なごみの家運営事業

ケ 子ども未来創造事業

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	127,182,400	120,383,360	6,799,040
構築物	0	0	0
機械及び装置	125,415	125,414	1
車両運搬具	19,092,986	18,876,296	216,690
器具及び備品	30,561,584	26,518,038	4,043,546
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	4,541,650	1,566,276	2,975,374
合計	182,212,235	168,177,580	11,059,281

計算書類に対する注記（拠点区分用）

令和 2年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

拠点区分名：地域福祉推進事業拠点

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	0	0	0
未収金	10,351,179	0	10,351,179
未収補助金	563,000	0	563,000
未収収益	0	0	0
合 計	10,914,179	0	10,914,179

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。